

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当たの翌日
が休息日
に当り、そ
の日は、)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員就退任

土地改良区の役員退任

土地改良事業の認可(四件)

土地改良事業の工事完了

◇ 公 告 職業訓練法による技能検定の実施

告 示

鳥取県告示第二百三十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 磯上 巖 倉吉市国府九九〇―二二

高岡 俊一 国分寺一六〇―一

荒尾 磨 服部八〇―一

山本 義正 国府三七八

田中 忠儀 服部六五一

林 一男 下米積四二〇

早田 重喜 横田七〇四

徳本 千忠 服部九七九―一六

筏津 秋光 別所一一八一―

河本 一明 福光四一四

岩本 猛義 上米積三七一

秋吉 正之 下福田七二二―二九

長田 清太郎 横田九〇―二

木田 三郎 下福田三四二

船越 雅規 大谷五一五

大 口 喜久雄 東伯郡大栄町大字東高尾四六七

監事 田中 満慶 倉吉市国府四八七

矢田 恒則 下米積七四四―一

大 下 進 福光四二一

昭和五十九年二月十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	磯上 巖	倉吉市国府九〇一―二一
〃	高岡 俊一	〃 国分寺一六〇―一
〃	荒尾 磨	〃 服部八〇一
〃	山本 義正	〃 国府三七八
〃	田中 忠儀	〃 服部六五一
〃	林 一男	〃 下米積四二〇
〃	早田 重喜	〃 横田七〇四
〃	河本 一明	〃 福光四一四
〃	岩本 猛義	〃 上米積三七一
〃	長田 清太郎	〃 横田九〇―二
〃	木田 三郎	〃 下福田三四二
〃	徳本 千忠	〃 服部九九九―一六
〃	船越 雅規	〃 大谷五一五
〃	河原 條 寛	〃 下福田七〇六
〃	山崎 良延	〃 尾原六三四―三
〃	徳岡 昭彦	〃 東伯郡大栄町大字東高尾三七五
監事	田中 満慶	倉吉市国府四八七
〃	矢田 恒則	〃 下米積七四四―一
〃	大下 進	〃 福光四二一

昭和五十九年二月十七日就任 任期四年

鳥取県告示第二百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

監事 森 本 敏 光 東伯郡東伯町大字三保一五七
昭和五十九年二月二十一日退任

鳥取県告示第二百四十号

岩美町から申請のあつた町営土地改良（浦富南地区農業用排水、農道整備、暗きよ排水及びほ場整備を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十一号

福部村から申請のあつた村営土地改良（箭溪地区ほ場整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十二号

福部村から申請のあつた村営土地改良（箭溪地区農業用排水と暗きよ排水を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十三号

福部村から申請のあつた村営土地改良（八重原地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十九年三月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年三月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事を完了年月日	届 出 者
上野福尾地区ほ場整備事業	昭和四十七年三月二十五日	上野福尾土地改良区
国信地区ほ場整備事業	昭和五十一年三月二十五日	大山北部土地改良区

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和59年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（

昭和44年労働省令第24号) 第66条第3項の規定により公告する。

昭和59年3月23日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、電気めつき、仕上げ、製材のこ目立て、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、製版、印刷、プラスチック成形、石工、とび、左官、れんが積み、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ、写真及びフラワー装飾

2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに1級、2級及び単一等級に分けて行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

昭和59年6月22日(金)から同年9月17日(月)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和59年6月13日(水)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金属プレス加工、鉄工、工場板金、電気めつき、ダイカスト、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、建具製作、印刷、左官、ブロック建築、塗装、広告美術仕上げ、写真及びフラワー装飾	9月2日(日)
機械加工、建築板金、仕上げ、製材のこ目立て、建設機械整備、家具製作、石工、れんが積み及び塗料調色	9月9日(日)
園芸装飾、造園、放電加工、電子機器組立て、布はく縫製、製版、プラスチック成形、とび、タイル張り、畳製作、防水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工及び表装	9月16日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 鳥取商工会館内
鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和59年4月13日(金)から同月24日(火)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会にて交付する。なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(おて先を記入し、60円切手をはつたもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検定職種	手数料
園芸装飾	11,000円
造園	10,000円
機械加工	11,000円

放電加工	11,000円
金属プレス加工	9,000円
鉄板金工	9,000円
建築板金	11,000円
工場板金	11,000円
電気めつき	11,000円
仕上げ	11,000円
製材のご目立て	11,000円
ダイヤカスト	9,000円
電子機器組立て	11,000円
電気機器組立て	11,000円
建設機械整備	9,000円
婦人子供服製造	8,000円
紳士服製造	9,000円
布はく縫製	11,000円
家具製作	11,000円
家具製作	11,000円
建具製作	11,000円
製版	11,000円
印刷	11,000円
プラスチック成形	11,000円
石工	11,000円
とび	10,000円
左官	9,000円
れんが積み	11,000円

プロック建築	9,000円
タイル張り	9,000円
量製作	11,000円
防水施工	11,000円
庄仕上げ施工	11,000円
天井仕上げ施工	11,000円
熱絶縁施工	11,000円
サッシ施工	11,000円
表装	11,000円
塗装	9,000円
塗料調色	9,000円
広告美術仕上げ	11,000円
写真	11,000円
フラワー装飾	11,000円
1 学科試験の受験手数料	2,000円
(2) 納付方法	
(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受験手数料は納付を要しない。	
(3) その他	
受験申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受験手数料は返還しない。	
7 合格者の発表等	

- (1) 合格通知
実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和59年10月3日（水）に書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表
技能検定合格者の氏名は、昭和59年10年5日（金）の鳥取県公報で公告する。
- 8 その他
技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部職業安定課（電話0857-26-7231）又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。